

令和3年度答申第65号
令和4年1月21日

諮問番号 令和3年度諮問第65号（令和3年12月8日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく医療特別手当の失
権処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、A知事（以下「処分庁」という。）が、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号。以下「被爆者援護法」という。）11条1項の認定（以下「原爆症認定」という。）を受けた疾病に係る医療特別手当の支給を受けていた審査請求人X（以下「審査請求人」という。）に対し、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成7年厚生省令第33号。以下「被爆者援護法施行規則」という。）33条2項の規定に基づき、当該医療特別手当の受給権を失権させる処分（以下「本件失権処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令等の定め

- (1) 被爆者援護法10条1項本文は、厚生労働大臣は、原子爆弾の傷害作用に起因して負傷し、又は疾病にかかり、現に医療を要する状態にある被爆者に対し、必要な医療の給付を行うと規定し、被爆者援護法11条1項は、

前条1項に規定する医療の給付を受けようとする者は、あらかじめ、当該負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用に起因する旨の厚生労働大臣の認定（原爆症認定）を受けなければならないと規定している。

そして、被爆者援護法24条1項は、都道府県知事は、原爆症認定を受けた者であって、その認定に係る負傷又は疾病の状態にあるものに対し、医療特別手当を支給すると規定し、同条2項は、前項に規定する者は、医療特別手当の支給を受けようとするときは、同項に規定する要件に該当することについて、都道府県知事の認定を受けなければならないと規定している。

- (2) 被爆者援護法施行規則32条1項は、被爆者援護法24条1項に規定する医療特別手当の支給要件に該当する旨の認定を受けた者（以下「医療特別手当受給権者」という。）は、当該認定の申請をした日から起算して3年を経過するごとに、当該経過する日の属する年の5月1日から同月31日までの間に、厚生労働大臣の指定を受けた病院又は診療所の医師の診断書を添えて医療特別手当健康状況届を居住地の都道府県知事に提出しなければならないと規定している。

そして、被爆者援護法施行規則33条2項は、都道府県知事は、医療特別手当受給権者が提出した医療特別手当健康状況届を受理した場合において、当該医療特別手当受給権者が被爆者援護法24条1項に規定する医療特別手当の支給要件に該当しないと認めるときは、当該医療特別手当受給権者に対し、文書でその旨を通知しなければならないと規定している。

- (3) 上記(2)の被爆者援護法施行規則33条2項の要件該当性の判断、すなわち、医療特別手当の支給を継続するか否かの判断については、平成26年3月20日付け健発0320第1号厚生労働省健康局長通知「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について」（以下「運用通知」という。）が、次のように行うこととしている（記2の(2)）。

ア 医療特別手当健康状況届添付の診断書（医療特別手当用）の「認定疾病に対する治療状況」欄の「認定疾病に係る受診状況」の項目に「ア.定期的に受診し現在治療中」と記載されている者については、同欄の「現在行っている治療の内容」の項目の記載が認定疾病に対する治療として医学的に不適切なものでない限り、医療特別手当の支給を継続して差し支えない。

イ 医療特別手当健康状況届添付の診断書（医療特別手当用）の「認定疾病に対する治療状況」欄の「認定疾病に係る受診状況」の項目に「イ. 定期的に受診し経過観察中」又は「ウ. 定期的な受診はしていない」と記載されている者のうち、認定疾病が悪性腫瘍の者については、再発したとの所見がない場合には、同欄の「認定疾病に対して過去に行った主な治療」の項目の記載等を確認した上、「手術等の根治的な治療から概ね5年以内の場合。ただし、乳がん、腎盂がん、尿管がん、膀胱がん、前立腺がん、甲状腺がんその他再発の可能性が特に長期にわたる疾病（類似の病態であって病名の表記が異なっている場合を含む。）については、概ね10年以内の場合。」に限り、医療特別手当の支給を継続して差し支えない。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 厚生労働大臣は、平成25年9月27日付けで、審査請求人に対し、被爆者援護法11条1項の規定に基づき、審査請求人が罹患している悪性リンパ腫について原爆症認定をした。

処分庁は、平成25年10月18日付けで、審査請求人に対し、被爆者援護法24条2項の規定に基づき、認定疾病である悪性リンパ腫（以下「本件認定疾病」という。）に係る医療特別手当を支給することとした。そして、本件認定疾病に係る医療特別手当の支給は、平成28年7月20日付けで更新された。

（認定書、「医療特別手当の審査請求の諮問に係る資料について（回答）」と題する書面、令和3年12月15日付けの処分庁の回答）

- (2) 審査請求人は、令和元年7月5日、処分庁に対し、被爆者援護法施行規則32条1項の規定に基づき、同月1日付けの診断書（医療特別手当用。以下「本件診断書」という。）を添付して、本件認定疾病に係る医療特別手当健康状況届（以下「本件健康状況届」という。）を提出した。

（医療特別手当健康状況届、診断書（医療特別手当用））

- (3) 処分庁は、令和元年8月16日付けで、審査請求人に対し、「添付の診断書（注：本件診断書）では「悪性リンパ腫」の状態にあると認められないため」との理由を付して、本件認定疾病に係る医療特別手当の受給権を失権させる処分（本件失権処分）をした。

（「医療特別手当健康状況届に基づく審査結果について（通知）」と題する

書面)

- (4) 審査請求人は、令和元年9月2日、処分庁を経由して、審査庁に対し、本件失権処分を不服として本件審査請求をした。

(審査請求書)

- (5) 審査庁は、令和3年12月8日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

3 審査請求人の主張の要旨

- (1) 審査請求人は、現在も、3か月に一度、医療機関に通院して、定期的に甲状腺のエコー検査を受けており、医師からも完治したとは聞いておらず、毎日、不安な日々を送っているにもかかわらず、病気が治った人に該当するとされるのは、納得ができない。医師は、審査請求人が治癒したとは言っていない。
- (2) 審査請求人は、3年前に肺結核を患い、1年間投薬を受け、1年半後に完治したとされているが、その前から糖尿病を患い、ずっと糖尿病の服薬治療を続けている。
- (3) したがって、本件失権処分の取消しを求める。

第2 諮問に係る審査庁の判断

- 1 審査庁は、審理員意見書にあるとおり、審査請求人は本件健康状況届を提出した時点では被爆者援護法24条1項に規定する「認定に係る負傷又は疾病の状態」ではなく、医療特別手当の支給要件に該当しないから、本件審査請求は棄却すべきであるとしている。
- 2 審理員の意見の概要は、以下のとおりである。
- (1) 本件診断書によれば、①「認定疾患の名称」は「悪性リンパ腫」、②「認定疾病に関する現症及び検査所見」は「リツキシマブによる治療後（最終投与は平成24年11月）、画像（甲状腺エコー）上、明らかな再発なし。」、③「認定疾病に係る受診状況」は「イ. 定期的に受診し経過観察中」、④「認定疾病に対して過去に行った主な治療」は「リツキシマブ投与（実施時期）平成21年6月から平成24年11月まで」、⑤「認定疾病の治療によって生じた疾病（後遺症等）に対するもの」は「肺結核（治療内容）RFP、INH、EBによる治療後」、⑥「認定疾病以外に関する特記事項」は「糖尿病に対して内服治療継続中。」とされている。
- (2) 認定審査医による令和元年8月6日付けの判定書では、「診断書（注：

本件診断書)を審査したところ、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第24条第2項の認定に係る負傷又は疾病の状態にあると認められない」とされている。

- (3) 運用通知によれば、医療特別手当健康状況届添付の診断書(医療特別手当用)において「認定疾病に係る受診状況」が「イ.定期的に受診し経過観察中」と記載されている者のうち、認定疾病が悪性腫瘍の者については、再発したとの所見がない場合には、「認定疾病に対して過去に行った主な治療」の記載等を確認した上、「手術等の根治的な治療から概ね5年以内の場合」に限り、医療特別手当の支給を継続して差し支えないとされている。
- (4) 審査請求人の認定疾病である悪性リンパ腫については、本件健康状況届の提出の時点(令和元年7月)で、上記(1)のとおり、「認定疾病に係る受診状況」が「イ.定期的に受診し経過観察中」であり、再発の所見がない。また、悪性リンパ腫の根治的な治療は、「リツキシマブ投与」であり、当該治療は、平成21年6月から平成24年11月まで行われたとされているから、本件健康状況届の提出の時点で、根治的な治療から5年以上が経過している。したがって、審査請求人は、医療特別手当の支給要件を満たしていない。
- (5) 審査請求人は、現在も、3か月に一度、医療機関に通院して、定期的に甲状腺のエコー検査を受けていると主張するが、審査請求人が受けている甲状腺のエコー検査は、悪性リンパ腫に関する一般的な予防行為を超える治療行為の一環と評価することができるものではないから、悪性リンパ腫について継続的な治療が必要な状態にあるとは認められない。
- (6) なお、本件診断書には、「認定疾病の治療によって生じた疾病(後遺症等)」として肺結核が記載されているが、肺結核は、既に、服薬により治療済みであるから、肺結核についても継続的な治療が必要な状態にあるとは認められない。
- (7) また、審査請求人は、糖尿病について服薬治療を継続していると主張するが、糖尿病は、悪性リンパ腫の治療によって生じた疾病(後遺症等)であるとは認められない。
- (8) したがって、本件失権処分は違法又は不当なものとは認められず、本件審査請求は理由がないから棄却すべきである。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

- (1) 一件記録によると、本件審査請求から本件諮問に至るまでの各手續に要した期間は、次のとおりである。

本件審査請求の受付（審査庁）：令和元年9月5日
審理員の指名：同年10月25日
（本件審査請求の受付から約1か月半）
反論書の受付：同年12月12日
審理員意見書の提出：令和3年2月10日
（反論書の受付から約1年2か月）
本件諮問：同年12月8日
（審理員意見書の提出から約10か月、
本件審査請求の受付から約2年3か月）

- (2) そうすると、本件では、①本件審査請求の受付から審理員の指名までに約1か月半、②反論書の受付から審理員意見書の提出までに約1年2か月、③審理員意見書の提出から本件諮問までに約10か月を要した結果、本件審査請求の受付から本件諮問までに約2年3か月もの長期間を要している。しかし、上記①から③までの各手續に上記の期間を要したことについて特段の理由があったとは認められないから、本件審査請求の受付から本件諮問までに上記のような長期間を要したことは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の目的（1条1項）にもとるものといわざるを得ない。審査庁においては、審査請求事件の手續の迅速化に真摯に取り組まれない。
- (3) 上記(2)で指摘した点以外では、本件諮問に至るまでの一連の手續に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件失権処分 of 違法性又は不当性について

- (1) 運用通知によれば、医療特別手当健康状況届添付の診断書（医療特別手当用）の「認定疾病に対する治療状況」欄の「認定疾病に係る受診状況」の項目に「イ. 定期的を受診し経過観察中」と記載されている者のうち、認定疾病が悪性腫瘍の者については、再発したとの所見がない場合には、原則として、手術等の根治的な治療から「概ね5年以内」に限り、医療特別手当の支給を継続するが、悪性腫瘍が乳がん、腎盂がん、尿管がん、膀胱がん、前立腺がん、甲状腺がんその他再発の可能性が特に長期にわたる疾病（類似の病態であって病名の表記が異なっている場合を含む。）である場合には、例外として、手術等の根治的な治療から「概ね10年以内」に

限り、医療特別手当の支給を継続することとされている（上記第1の1の(3)のイ。以下上記の原則が適用される疾病を「5年以内の対象疾病」といい、上記の例外が適用される疾病を「10年以内の対象疾病」という。）。

処分庁は、本件認定疾病が5年以内の対象疾病に該当するとの判断の下、本件診断書（令和元年7月1日付け）によれば、過去に行った「リツキシマブ」の最終投与（平成24年11月）から5年以上が経過しており、再発を確認することができないことから、本件認定疾病は医療特別手当の支給を継続する場合に該当しないとして、本件失権処分をしたと主張し（弁明書）、審査庁も、この判断を妥当としている（上記第2）。

しかし、本件認定疾病は、悪性リンパ腫の中でも、甲状腺を原発とするMALTリンパ腫であると診断されており（審査請求人について原爆症認定をした際の資料である医師の意見書、「X氏 治療経過」と題する書面及び病理組織診断報告）、審査請求人は、3か月に一度、医療機関に通院して、定期的に甲状腺のエコー検査を受けている（本件診断書及び審査請求人の主張）から、本件認定疾病は、運用通知にいう「その他再発の可能性が特に長期にわたる疾病」として、10年以内の対象疾病に該当するものとするのが相当である。

したがって、審査庁が、本件認定疾病は運用通知の定める5年以内の対象疾病について医療特別手当の支給を継続する場合に該当しないことを理由として、本件失権処分は違法又は不当なものとは認められないとしたことは、妥当とはいえない。

- (2) そこで、以下、本件認定疾病が運用通知の定める10年以内の対象疾病について医療特別手当の支給を継続する場合に該当するか否かについて、検討する。

医療特別手当の支給の更新に関する疑義照会に対する回答によれば、5年以内の対象疾病の場合には、その5年の起算点は手術等の根治的な治療の終了時であるが、10年以内の対象疾病の場合には、治療に長期間を要する場合があることから、その10年の起算点は手術等の根治的な治療の開始時であるとされている（平成27年3月19日付け厚生労働省健康局総務課原子爆弾被爆者援護対策室事務連絡「医療特別手当の更新について（その2）」の1の(2)）。

そうすると、本件診断書（令和元年7月1日付け）によれば、本件認定疾病に対する「リツキシマブ」の投与は、平成21年6月から開始されて

いるから、本件認定疾病については、手術等の根治的な治療の開始時から既に10年以上が経過している。

したがって、本件認定疾病は、運用通知の定める10年以内の対象疾病について医療特別手当の支給を継続する場合に該当せず、審査請求人は、被爆者援護法24条1項に規定する「認定に係る負傷又は疾病の状態」にあるとは認められない。

- (3) 審査請求人は、現在も、3か月に一度、医療機関に通院して、定期的に甲状腺のエコー検査を受けているなどと主張する（上記第1の3の(1)）が、審査請求人に対する上記検査による経過観察については、悪性リンパ腫に対する一般的な予防行為を超える治療行為の一環と評価することができる特段の事情があるとは認められないから、審査請求人の上記主張は、採用することができない。

また、審査請求人は、肺結核を患っていたことや、糖尿病の服薬治療を続けていることなども主張する（上記第1の3の(2)）。その主張する疾病のうち、肺結核は、本件認定疾病の治療によって生じた疾病（後遺症等）と診断されている（本件診断書、審査請求人に対して原爆症認定をした際の資料である医師の意見書）が、既に、服薬により治療済みである（本件診断書）。そして、糖尿病については、本件診断書に「内服治療継続中」と記載されているが、この記載は、「認定疾病以外に関する特記事項」欄にされたものである（なお、審査請求人に対して原爆症認定をした際の資料である健康診断個人票（精密検査用）によれば、審査請求人は、その認定当時、既に、糖尿病の治療を受けていたが、糖尿病については、原爆症認定がされていない。したがって、糖尿病が本件認定疾病の治療によって生じた疾病（後遺症等）でないことも明らかである。）。したがって、審査請求人の上記主張は、採用することができない。

- (4) 上記(1)から(3)までで検討したところによれば、本件認定疾病は、運用通知の定める10年以内の対象疾病について医療特別手当の支給を継続する場合に該当せず、審査請求人は、被爆者援護法24条1項に規定する「認定に係る負傷又は疾病の状態」にあるとは認められないから、本件失権処分は、違法又は不当であるとはいえない。

したがって、審査庁が、本件疾病は運用通知の定める5年以内の対象疾病について医療特別手当の支給を継続する場合に該当しないことを理由として、本件審査請求は棄却すべきであるとしたことは、妥当とはいえない

が、本件審査請求は棄却すべきであるとしたその結論自体は、妥当である。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、結論において妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委	員	原			優
委	員	野	口	貴	公
委	員	村	田	珠	美